

# 仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第9期計画期間 第4回会議）議事録

日時：令和7年3月19日（水）14:00～14:40

会場：本庁舎2階会議室

## <出席者>

### 【委員】

石附敬委員長、植野大作委員、折腹実己子委員、神山順子委員、佐藤清巳委員、菅原富士子委員、渡邊純一委員 以上7名、五十音順

### 【仙台市職員】

松田介護保険課長、大友介護事業支援課長、及川介護事業支援課居宅サービス指導係長、磯田介護事業支援課施設指導係長

## <議事要旨>

### 1. 開会

議事(1)～(3)について非公開 → 異議なし

### 2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について（資料2）
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について（資料3）
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について（資料4）
- (5) 施設の整備状況について（資料5）（参考資料5-1）

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

折腹委員：資料3の地域密着型通所介護について、経営困難なため廃止ということだが、中学校区的に利用者の数は少ないとは感じていない。経営困難となった稼働状況や、利用者数の確保の方法、あるいは職員の課題などがあったのか、経営困難に至った理由は何か。

及川係長：資料に運営期間は8年10か月と記載しているが、この前にも通所介護を10年近く運営しており、通算18年近く運営している事業所である。経営は苦しく、黒字は

1年だけだったと伺っている。利用者の確保までの話はなかったが、確保の方策などについてはどこまで実施されていたのかというところがあるのかもしれない。また、近年の処遇改善等、人の確保に当たっての賃金上昇についても、報酬が上がらずということは話をされていた。

折腹委員：通所介護を廃止したのか。

及川係長：通所介護から地域密着型通所介護に移行した事業所である。

折腹委員：難しかったんですね。それからもう1点、資料5について。計画期の初年度というところで、出足が遅い気がする。どう捉えているか。特別養護老人ホームについては、230人分の整備目標に対してまだ0施設である。計画とか事業の動きとかはどうか。

大友課長：先ず、特別養護老人ホームについては、今回整備数を230人分というところで3年間の計画を立てているが、令和6年度応募がなかった状況である。応募がなかった理由として、建設費高騰や、土地の確保が難しかったのではないかなどが考えられる。次年度に向けて、少しでも応募しやすい環境を整えるなど工夫を重ねながら、3年間で230人分を満たせるような方法で次年度以降進めてまいりたい。また、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護については、施設数としては4施設となっており、比較的順調かと思っている。グループホームについては、資料2で報告したとおり、1事業所のみとなっている。次年度以降、応募状況等を見ながらの対応にはなるが、今まで認めていなかった金融機関から借り入れを行うときに抵当権を認めるよう今年度から改めたりと、少しでも応募しやすい環境整備には尽くしているところではあるが、次年度以降もさらに応募しやすい環境について研究してまいりたい。

折腹委員：全体の待機状況は増えていないか。

礒田係長：直接的に市で調査はしていないが、県の状況によると、増えてはいない状況である。

折腹委員：整備数も計画的には減っているのですが、妥当かとは思いますが、まだまだ待っている人が多ければ、整備の必要性はあるかと思う。

礒田係長：色々なサービスが増えてきて、選択肢が広がっている。そのあたりも考えながら整備を進めてまいりたい。

植野委員：資料3の地域密着型通所介護について、当該法人は他の介護サービスを運営しているのか。運営しているのであれば、経営困難な状況で、他のサービスの維持、今後の影響について、教えていただきたい。

大友課長：他の事業の運営については確認できていない。もし他の事業を運営している場合、内部で確認し、そのあたりも大丈夫かどうか確認していきたい。

### 3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6) (参考資料6-1~6-5)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について意見や質問はあるか。

植野委員：1点目は、参考資料6-2の地域密着型通所介護について。申請者の経営状態について、資料3の地域密着型通所介護の利用定員が10名以下であったが、こちらも10名以下となっている。経営状況はどうか。2点目は、参考資料6-3の看護小規模多機能型居宅介護について。面積の不足により、宿泊定員を9名から5名に変更したとのことであるが、最初の建築の図面ではどうだったのか。

事務局：1点目について、事前協議の段階で、当該法人はもう1事業所地域密着型通所介護を運営しており、黒字の収支となっていることを伺っている。また、定員10名というところに関しては、地域密着型通所介護の場合、定員10名にすると人員配置が緩和される部分があり、面積要件としては最大18名まで枠を増やせるというところである。法人の意向として、当初10名で利用定員を設定して、今後新しい職員を雇用した場合などに、18名に向けて少しずつ増やしていければよいと考えていると伺っている。また、2点目については、事前協議の段階で、平面図と立面図を確認している。9室とも面積要件としては7.43㎡以上だが、4室基準を下回っていた。解釈通知では同程度の面積と示されているが、現場で測定したところ7.1㎡等であった。

大友課長：補足すると、図面を確認した際、図面上は7.43㎡以上になっていたが、実際に測定したら7.43㎡なかった。

植野委員：現物確認は大事ですね。

折腹委員：どのように面積を広げるのか。

大友課長：追加工事で廊下を狭くして居室を広げる予定である。工事自体に時間はかからないが、年度末で資材調達が年度内にうまくいかないと聞いている。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7) (参考資料7-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：地域密着型通所介護について、虐待の防止のための指針に満たすべき項目が規定されていなかったとあるが、具体的に不足していた点は何か。そしてもう1点、地域密着型通所介護について、令和4年9月以降、運営推進会議を開催しておらず、令和6年10月30日に会議を開催したことを確認しているが、開設が令和元年6月1日の施設であり、開設以降、令和4年9月までの開催状況はどうだったのか。また、令和4年9月以降開催していなかった理由は何か。さらに、開

催時の出席者はどんな方に依頼していたのか。

及川係長：先ず、虐待の防止に関するご質問に関しては、解釈通知で指針に盛り込むこととされている項目が複数あり、虐待の防止に対する基本的な考え方や虐待発生時の対応方法等の規定に関しては指針に盛り込まれていたが、それ以外の虐待防止委員会等の組織体制に関する事項や職員研修に関する事項などは盛り込まれていなかった。改めて基準等を確認しながら指針を整備するよう指導した。修正後の指針を受領し、満たすべき項目が追加されていることを確認した。もう1点のご質問に関しては、令和4年9月までは運営推進会議を開催していたことを確認したが、それ以降は開催されておらず、理由としては、新型コロナウイルスの影響で、外部との関わりが遠のいてしまい、なかなか開催できなかったと聞いている。参加者については資料がなく具体的にお答えできないが、令和6年10月30日に開催したところまでは報告を受けて確認している。

折腹委員：コロナの影響ということであるが、他の事業所も同じ条件下であったと思う。それぞれ工夫して運営推進会議を開催し、色々な声を聞いて運営に反映させていたと思うが、そういう工夫がとれなかったのか。

及川係長：実際は工夫をとるところまでは至らなかったのかと思う。地域の方の声を聞くということも大切だが、感染対策などもあり、事業所としても苦慮していた部分ではないかと推察される。

折腹委員：わかりました。

植野委員：地域密着型通所介護について、1点目は、勤務表を月ごとに作成していなかったとあるが、過去に遡り人員基準違反はなかったのか。2点目は、利用定員を超えて介護の提供を行っている日があったとのことで、普通は減算処理となり過誤調整が必要になるが、過誤調整は済んでいるのか。

及川係長：1点目について、従業者はフルタイム勤務が基本であり、各業務を把握できていたことから勤務表を作成していなかったと聞いている。勤務表を作成するよう指導し、その後勤務表を受領し改善を確認した。指導の中で、人員基準違反は確認されていない。2点目については、運営指導の中で、令和6年7月に定員超過をした日が2日あることが確認された。減算には該当しないが、定員超過自体が基準違反となるため、違反しないような方策を考えるよう指導し、その後定員超過していないところまで確認した。

植野委員：減算はないのか。

及川係長：減算はあるが、2日であれば減算とはならない。

植野委員：他の月はなかったのか。

及川係長：なかった。

石附委員長：勤務表について、基本フルタイムであるという説明だったが、スタッフが毎日

来ているからということか。勤務表なしで働くイメージがつかない。

事務局：各職種、常勤専従で1名以上配置している。その時点でそれぞれの従業員がやるべきことが書類に残さなくても把握できている感覚で勤務表を作成していなかった。有給などで不在になる場合は法人本部からのヘルプで人員配置を補っていた。ヘルプの人も同じ職種になるため、そこで日ごとの運営状況を把握していた。ヘルプの人についても勤務実績を確認し、当該事業所に配置されていたことを確認した。直近3か月間の勤務表を確認し、違反はなかった。

石附委員長：勤務表がなくても勤務実態は把握できるということか。

事務局：そのとおりである。

折腹委員：勤務実績はタイムカードで管理しているのか。

事務局：タイムカードではなく、日ごとの従事時間が記載された書類において勤務実績を管理していた。

菅原委員：地域密着型通所介護について、利用定員を超過しないようにどのように改善されたのか。

及川係長：利用定員を超過した理由は、利用者が利用予定日に利用できず、他の日に振り替えたことによるものである。利用振替の取扱いについて、超過しないように管理していくというところで対策を策定し、かつその内容を従業員全体に周知して実施しているということで報告を受けている。

菅原委員：利用者に不都合はなく、納得されたのか。

及川係長：利用者の不満等は聞いていないが、定員超過自体が基準違反になるため、利用者の希望と事業所としてできることの調整をとっていただくよう指導した。

菅原委員：利用者の希望に添えるような改善がなされるとよい。

#### 4. その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。

次回開催について、事務局より説明。

#### 5. 閉会